

山梨県紙ストローの事業化に向けたモニタリングに関する協定書

山梨県ゴルフ場支配人会（以下「甲」という。）とやまなし森の紙推進協議会（以下「乙」という。）及び山梨県（以下「丙」という。）は、山梨県における紙ストローのモニタリング（以下「モニタリング」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙の依頼により、乙が調達した紙ストローを甲の所管するゴルフ場（以下、「対象施設」という。）において使用し、紙ストローの使用等に関する県民の意見等を把握するとともに、使い捨てプラスチック製品等の削減に関する意識啓発を図ることを目的とする。

（連携）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、モニタリングに資する取り組みを連携及び協力して実施するものとする。

2 前項の取り組みの具体的な内容及び実施方法は、甲乙丙協議の上、別に定める。

（有効期限）

第3条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

（対象施設）

第4条 モニタリングの対象施設は、別紙のとおりとする。

2 対象施設は、甲乙丙協議の上、追加又は変更することができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間満了を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(問題・苦情等への対応)

第7条 この協定の履行に伴い発生した問題・苦情等については、甲、乙及び丙のうち、その原因を生じさせた者が対応するものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定書は3通作成し、甲、乙及び丙が各1通ずつ保有する。

平成30年12月26日

甲 山梨県ゴルフ場支配人会会長

乙 やまなし森の紙推進協議会代表

丙 山梨県知事

別紙

対象施設

都留市	都留カントリー倶楽部
	中央都留カントリー倶楽部
	都ゴルフ倶楽部
	大月ガーデンゴルフクラブ
	西東京ゴルフ倶楽部
大月市	大月カントリークラブ
韮崎市	カントリークラブグリーンバレイ
北杜市	甲斐駒カントリークラブ
	丘の公園清里ゴルフコース
	北の杜カントリー倶楽部
	小淵沢カントリークラブ
	レイクウッドゴルフクラブサンパーク明野
	ヴィンテージゴルフ倶楽部
甲斐市 (一部韮崎市)	昇仙峡カントリークラブ
	敷島カントリー倶楽部
	甲斐ヒルズカントリー倶楽部
笛吹市	甲府国際カントリークラブ
	ウッドストックカントリークラブ
	境川カントリー倶楽部
	春日居ゴルフ倶楽部
上野原市	サンメンバーズカントリークラブ
	秋山カントリークラブ

上野原市	上野原カントリークラブ
	レイク相模カントリークラブ
	オリムピックカントリークラブ
	メイプルポイントゴルフクラブ
甲州市	勝沼ゴルフコース
	塩山カントリー倶楽部
身延町 (一部富士川町)	富士川カントリークラブ
南部町	富士ロイヤルカントリークラブ
	随縁カントリークラブセンチュリー富士コース
山中湖村 (一部富士吉田市)	富士ゴルフコース
鳴沢村	富士レイクサイドカントリー倶楽部
	フォレスト鳴沢ゴルフ&カントリークラブ
	鳴沢ゴルフ倶楽部
富士河口湖町	富士桜カントリー倶楽部
	河口湖カントリークラブ
	富士クラシック